

木曾川ケレップ水制間におけるワンド再生 【ワンド再生箇所22.0～22.6kpにおける整備内容】

令和7年10月

国土交通省 木曾川下流河川事務所

ケレップ水制におけるワンド再生の整備コンセプト

■自然再生計画書の内容

5.1 ワンド等の水際湿地の再生

(1) 整備方針

かつては、河岸周辺を中心に多数存在していたワンド等の水際湿地が魚類の産卵床や稚仔魚の生育場等として機能していた。しかし、河床比高の拡大に伴う濬筋の固定化や樹林化の進行により、ワンド等の水際湿地は縮小し減少した。河道掘削等の治水事業と連携して段階的・順応的にワンド等の水際湿地の再生を図る。

●当面の整備目標

水際湿地の陸地化・樹林化を抑制し、ヨシ原等の湿性植物群落が生育できる場を整備する。また、ワンド等の緩やかな流れの場を必要とする在来魚類や二枚貝、トンボ類等が生息・繁殖環境として利用できる基盤環境を再生する。

(2) 整備内容

1) 河道掘削等によるワンド等の水際湿地の再生

樹木伐開及び掘削を行うことにより、冠水頻度を改善してワンド等を再生する。水路はエコトーンが形成されるように、画一的な形状にはせず、傾斜が緩やかで複雑性のある水際を創出する。

■ケレップ水制におけるワンド再生のコンセプト（第14回検討会）

ケレップ水制が形成する歴史的景観を活かし、環境だけでなく利用や維持管理も踏まえたワンド環境の再生を目指す

- ・ 現状の河川状況や社会情勢を踏まえて、再生における目標年代の設定等はせず、実現可能な再生内容とする。

【環境・利用・維持管理それぞれの面からのコンセプト】

- ・ **環境面**：樹木の繁茂等により単一化した環境に対して、ケレップ水制により形成された地形や感潮域としての特徴（潮汐による水位変動等）を活かし、多様な生物の生息・生育場を確保できるようなワンド環境を創出。
- ・ **利用面**：堤防治いの散策路やケレップ散策を想定するとともに、環境学習の場として子供が近付くことができる水辺を創出。
- ・ **維持管理面**：水際およびワンド周辺のヤナギ等の樹木を伐採し、ヨシ原や干潟の拡大を目指すとともに、伐採後の再繁茂抑制を実施。

木曾川22.0～22.6kp区間の現状

【22.0～22.6kp区間の現状】

- 低水敷内にはたまりが見られるが、本川とたまりを繋ぐ水路は狭くT.P.が平均水位を上回っている箇所もある。
- 低水敷の大部分は、樹林化しており、水際にわずかにヨシ原が生育している。



- ケレップ水制
- T.P. +1.2 (期望平均満潮位)
- T.P. +0.0 (平均水位)

ケレップ水制におけるワンド再生の整備内容(案)

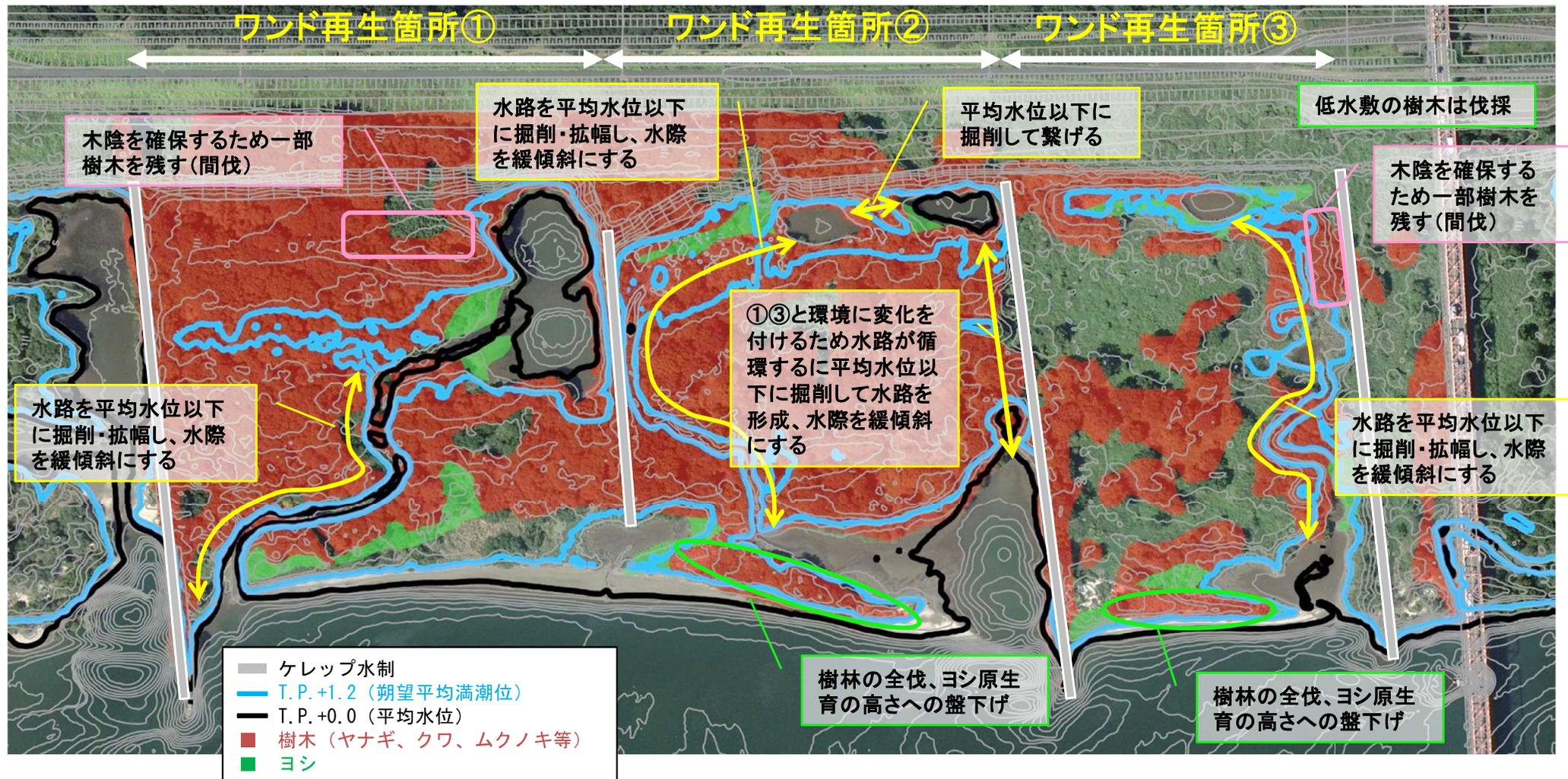
【22.0~22.6kp区間のケレップ水制におけるワンド再生の整備内容(案)】

■基本メニュー

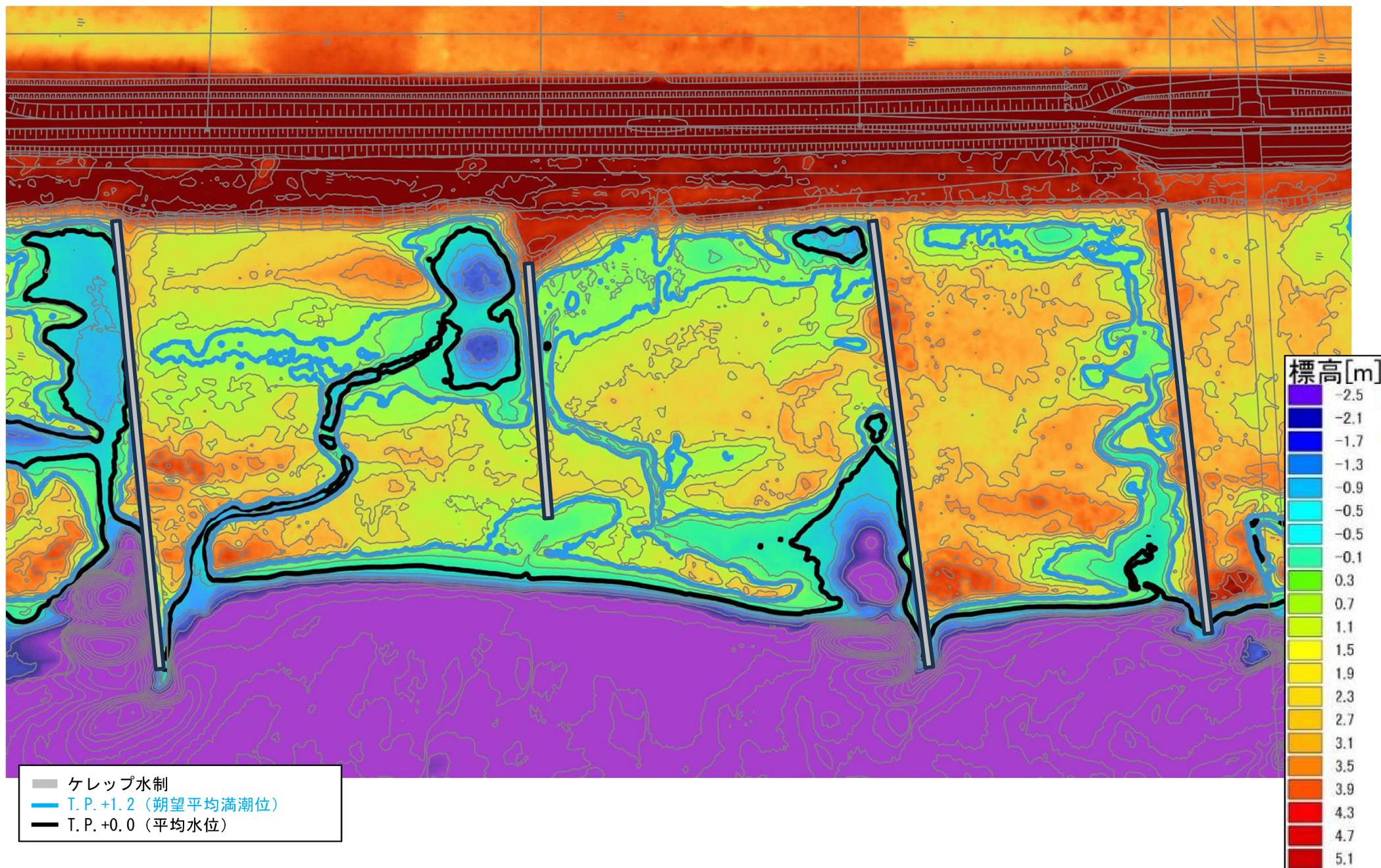
- 低水敷の樹木は伐採する(一部の樹木は、環境学習等の利用者のために木陰確保を目的に残す)。
- 堤防側の溜まりに繋がる水路は、平均水位程度で水域が連続するように掘削・拡幅し、水際を緩傾斜にしてエコトーンを拡大する。
- ワンド再生箇所②、③の本川側は、樹林を伐採するとともにヨシ原生育の高さ(T.P.+0.7)に盤下げする。

■拡大メニュー

- ヨシの生育が可能なT.P.+0.7まで盤下げを行う(優占箇所②→①→③)



参考資料)ワンド再生箇所 の地盤高



参考資料)22.0～22.6kpの過去の航空写真

1974年～1978年



1979年～1983年



1988年～1990年



2004年～

